

大分県農林水産業就労環境改善事業費補助金実施要領

(制定 令和8年3月19日新経支第1229号)

(改正 令和8年8月17日新経支第622号)

大分県農林水産業就労環境改善事業の運用にあたっては、大分県農林水産業就労環境改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

第1 目的

本事業は、県内農林水産業の成長産業化に不可欠な経営拡大や企業参入の推進を図るため、人材の確保と定着の促進に資する就労環境の整備を支援するものである。

第2 事業内容等

事業内容、補助率等は、別表1に掲げる内容とする。

第3 事業実施主体等

本事業における事業実施主体は県内の農林水産業経営体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 共通

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款・規約等を備えていること。
- エ 装備・施設の購入先の選定に当たり、当該装備・施設の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- オ 事業実施主体（法人及び団体等の場合は役員等）が暴力団員でないこと。
- カ 過去3か年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規定及び大分県補助金等交付規則第15条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定取消を受けていないこと。

(2) 一般コース

- ア 過去3年以内に売上3,000万円以上を達成していること。ただし、売上3,000万円以上を達成した年度に純損失が発生していた場合（法人の場合においても同様であり、役員報酬は含めない）は申請することとはできない。
- イ 青色申告を実施していること。
- ウ 継続的な経営の実施が見込まれること。
- エ 第5の2によるポイントが10以上であること。

(3) 大規模園芸団地コース

- ア 令和6年度以降に大規模園芸団地で営農開始している、または今後営農開始することが確実と見込まれる経営体で、過去3年以内に売上3,000万円以上を達成している、または今後達成が見込まれるこ

と。

イ 以下に該当する大規模園芸団地であること。

- ① 単独または複数のまとまった農用地等の合計が概ね 10ha 以上となること。
- ② まとまった農用地等において既存の園芸団地がある場合は、新たに集積・集約するまとまった農用地等が概ね 5 ha 以上（施設園芸の場合は概ね 2ha 以上）かつ、既存園芸団地との合計が概ね 10ha 以上となること。
- ③ 複数のまとまった農用地等による大規模園芸団地の場合は、まとまった農用地等間において生産、販売等で連携すること。

ウ 前項のまとまった農地とは、「畦畔で接続」、「道路または水路を挟んで接続」、「各々一隅で接続」「段上に接続」、「借受希望者の宅地等に接続」のいずれかに該当する 1 ha 以上の一連の農作業に支障が生じない 2 筆以上の隣接する農用地等を指す。

第4 補助対象経費等

装備・施設を導入する場合にあつての交付対象基準は以下のとおりとする。また、事業対象となる装備・施設は別表 2 に掲げる内容とする。

- (1) 事業実施主体が人材の定着促進に向けた就労環境の改善を行うために必要な装備・施設であること。また、据付及び運搬等に係る経費も対象とする。
- (2) 新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古装備・施設（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 3 年以上の装備・施設をいう。）も対象とすることができるものとする。

2 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (3) 導入する装備・施設のリース・レンタルに係る経費
- (4) 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料

第5 事業採択

本事業を実施しようとする者は、事業採択申請書（様式 1 号）に、次に掲げる書類（以下「申請書類」という）を添えて事業の主たる実施場所を管轄する振興局を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画（交付要綱第 2 号様式）
- (2) 事業実施計画に記載された導入予定装備・施設の概要がわかるカタログ、見積書、設計図等
- (3) 事業実施年度から直近 3 年間の内、いずれかの年度において売上高が 3,000 万円を上回った際の決算書
- (4) 誓約書（交付要綱別記 1）
- (5) 大分県農林水産業就労環境改善事業審査基準（別紙）に係る根拠資料
- (6) 大規模園芸団地であることが分かる書類（様式 2 号） ※大規模園芸団地コースの場合
- (7) 定款・規約等
- (8) 第 3（1）カの確認書 *様式任意

(9) その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、別紙「大分県農林水産業就労環境改善事業審査基準」に基づき、提出された事業実施計画の内容を総合的に評価し、ポイントの高いものから順に予算の範囲内で採択する。ただし、賃上げ枠の採択については、ポイントが15以上かつ賃上げの対象となる常雇いを1名以上擁していることを条件とする。
- 3 知事は、採否を決定したときは、補助金採択（不採択）通知（様式3号）により、その事業実施計画を定めた者にその旨を通知するものとする。
- 4 事業採択後、申請書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消すことができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は交付決定前着手届（様式4号）を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 事業の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度まで、年次報告（様式5号）を作成するものとし、当該年度の翌年度の4月30日までに事業の主たる実施場所を管轄する振興局を経由して知事に提出するものとする。ただし、法人であって、当該報告書の提出期限時点で直近の決算が未確定の場合は、現時点で把握できる範囲の情報を記載した上で提出し、決算確定後、速やかに未確定部分を追記した報告書を提出すること。

第8 事業の指導推進

県は、地域の実態に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、市町村ほか関係機関等と密接な連携を図るとともに、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 県の助成

知事は、予算の範囲内において、第5の2により採択された事業について、別に定める交付要綱により助成するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年8月17日から適用する。

別表 1

事業メニュー	補助率	補助上限額	事業内容
一般コース	①通常枠 1／2以内	100 万円	別表 2に掲げる装備・施設に係る導入経費を支援するものとする。 ※総事業費が 50 万円未満の場合は対象外
	②賃上げ枠 2／3以内	140 万円	
大規模園芸団地コース	①通常枠 1／2以内	500 万円	
	②賃上げ枠 2／3以内	670 万円	

別表 2

補助対象となる装備・施設
大型扇風機、遮熱・遮光設備、WBGT 計、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、給水機、ミストシャワー、ファン付きウェア・水冷服、農作業機械への日除け屋根、労務管理用ソフトウェア（導入費用）、トイレ（仮設含む）、休憩室、手洗い場、シャワー室、 <u>駐車場</u> ^{※1} <u>その他、熱中症防止や高温下等での作業負担軽減に向けた装備または就労環境改善に向けた施設で知事が認めるもの</u> ^{※2}

※1 大規模園芸団地コースのみ

※2 その他、熱中症防止や高温下等での作業負担軽減に向けた装備または就労環境改善に向けた施設で知事が認めるものを導入する場合は、導入理由書（様式 7 号）を事業採択申請書に添付する。